

※令和3年9月1日以降の手数料

別表3

【判定料金】

〈非住宅〉

単位：円（税込）

判定対象床面積の合計	評価方法	建築物の用途	
		ホテル等、事務所等、病院等、集会場等及びこれらを含む複合用途	左記以外
300 m ² 以上～2,000 m ² 未満	標準入力法	242,000	143,000
	主要室入力法		
	モデル建物法	121,000	66,000
2,000 m ² 以上～5,000 m ² 未満	標準入力法	319,000	198,000
	主要室入力法		
	モデル建物法	154,000	88,000
5,000 m ² 以上～10,000 m ² 未満	標準入力法	429,000	275,000
	主要室入力法		
	モデル建物法	198,000	110,000
10,000 m ² 以上	標準入力法	別途見積	別途見積
	主要室入力法		
	モデル建物法	別途見積	別途見積

- ☆ 左記以外とは（工場、堆肥舎、自動車修理工場、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、ごみ焼却場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、公衆便所、休憩所）
- ☆ 非住宅部分と住宅部分からなる複合建築物の場合は、非住宅部分の面積により手数料を算定する。
300 m²以上の住宅部分を含む複合建築物の場合の手数料は、所管行政庁への送付事務手数料として手数料に定める料金に11,000円（税込）を加算する。
- ☆ 増改築において既存部分の BEI 値をデフォルト値 1.2 を使用した場合にあっては、既存部分の床面積を除いた床面積の申請区分を採用することができる。ただし、デフォルト値 1.2 を使用しない場合にあっては、既存部分を含めた建築物全体の床面積の申請区分を採用する。
- ☆ 判定通知書の交付を受けた建築物の計画を変更して変更計画をする場合は、上記表の料金に0.6を乗じた額とする。ただし、直前の判定通知書を他機関で交付している場合は上記表の料金とする。
- ☆ 判定通知書の交付を受けた建築物の計画を変更して軽微変更該当証明が必要な場合は、上記表の料金に0.5を乗じた額とする。ただし、直前の判定通知書を他機関で交付している場合は、上記表の料金とする。
- ☆ 建築物の全てが計算対象外の室のみで構成されている場合、又はモデル建物法で計算を行うもので対象となる室が無い場合の評価料は33,000円（税込）とします。